

平成18年度国費外国人留学生（研究留学生）募集要項（大学推薦）

文部科学省は、大学推薦による国費外国人留学生（研究留学生）を下記により募集する。

記

1 応募者の資格及び条件

- (1) 対象： 大学院レベルの外国人留学生として、新たに海外から留学する者。
- (2) 国籍： 平成18年4月1日現在、日本政府が承認している国の国籍を有する者。
- (3) 年齢： 平成18年4月1日現在で満35歳未満の者（1971年4月2日以降に出生した者）。
- (4) 学歴： 日本の大学学部卒業以上の資格を有する者又はこれと同等以上の学力を有する者。
- (5) 専攻分野： 大学で専攻した分野又はこれに関連する分野（受入大学で教育・研究指導が可能な分野であること）。
- (6) 健康： 心身ともに大学における学業に支障がないこと。
- (7) 日本語能力： 例えば、日本語学、日本文学、日本歴史、日本法制等、十分な日本語能力を必要とする研究分野については、日本語能力の不十分な者は、特別の事情がない限り採用しない。
- (8) 渡日時期： 平成18年10月1日～7日までの間で、受入れ大学の指定する日に必ず渡日可能な者。渡日できない場合は、渡日旅費及び渡日一時金は一切支給しない。
- (9) その他： 次に掲げる者については、採用しない。
 - ① 現役軍人又は軍属の資格の者。
 - ② 指定の期日に渡日できない者。
 - ③ 過去に国費外国人留学生であった者で、その奨学金支給期間終了から3年間経過していない者。（ただし、大学学部を卒業した日本語・日本文化研修留学生、及び日韓共同理工系学部留学生については、3年以内であっても差し支えない。）
 - ④ 日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府機関含む）から奨学金等を受給する者。
 - ⑤ 本奨学金における他大学との重複申請、平成18年度大使館推薦及び（独）日本学生支援機構が実施している「平成18年度短期留学推進制度」を併願している者。（「平成17年度短期留学推進制度」により採用され、引き続き平成18年度に在籍予定の者も含む。）
 - ⑥ 平成18年度に私費外国人留学生として本邦大学に在籍予定の者。
 - ⑦ 申請時から、海外でのフィールドワークを希望している者。

2 採用予定数： 約900名

3 奨学金等

- (1) 奨学金： 月額175,000円（変更する場合がある）を支給する。
- (2) 授業料： 当該大学の負担とする。
- (3) 旅費
 - ① 渡日旅費： 渡日する留学生の現住所最寄りの国際空港*から新東京国際空港（配置大学最寄りの国際空港によることが経済的な場合は、当該最寄りの国際空港。以下同じ。）までの下級航空券を交付する。
 - ② 帰国旅費： 奨学金支給期間終了後、所定の期日までに帰国する者については、新東京国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港*までの下級航空券を交付する。
* 留学生が国籍を有する国の空港に限る。
- (4) 奨学金支給期間： 平成18年10月から平成20年3月までの1年6か月間。
なお、大学における教育研究指導の観点からこれによりがたい時期に採用される者については、文部科学省が別途指定する期間。ただし、1年以内の期間を希望しても認められないので、その場合は「短期留学推進制度」等に応募すること。
（注） 所定の選考を経て、特に優秀な者に限り奨学金支給の延長を認めることがある（特に優秀でない場合は認められない）。また、大学院博士課程への進学を希望する場合、理系非正規生は渡日後1年以内（日本語予備教育期間含む）の進学、文系非正規生は2年未満（日本語予備教育期間含む）の進学を延長申請の条件としている。
なお、他大学大学院への進学は認めない。

(5) その他： 以上のほか、（独）日本学生支援機構が実施する渡日一時金（25,000円（予定））、医療補助費がある。

4 推薦手続き及び選考

- (1) 推薦： 各大学長は、特に優秀な者で奨学金の支給を必要とする者を、大学での審査の上、別紙様式により必要書類を添えて文部科学大臣に対し推薦する。推薦の際には、候補者が特定国に偏ることのないよう、

特に配慮すること（一般枠、特別枠の場合は、一国当たり3名を上限とし、推薦者全体に占める割合が50%未満であること。なお、これらの値を超える場合は、その理由を添付すること。ただし、拠点枠の場合は、1拠点大学につき1名しか認めない）。

(2) 選 考： 各大学長から推薦された者のうち、選考委員会の審査により採用候補者を決定し、これに基づき、文部科学省は、奨学金支給対象者及び支給期間を決定する。

なお、採用候補者決定後、各大学長は、各在外公館と連絡を取るよう採用候補者に指示すること。

(3) 対 象 国： 日本国と国交のある国とする。

(4) 提出書類等：

- ① 大学において作成提出するもの（公文書へ添付すること）（正本）（写し）
- ア 国費外国人留学生（研究留学生）推薦調書（別紙様式1）・・・1（推薦者1名に対し1枚）
 - イ 推薦者一覧（別紙様式2）・・・1
 - ウ 学内での募集・選考基準、選考体制及び選考過程（様式任意）・・・1
 - エ 候補者に対して行った面接等による総合成績評価報告書（別紙様式3）・・・1（推薦者1名に対し1枚）
 - オ 大学間の交流計画等に基づくものである場合には、協定書等の写し・・・1
 - カ 上記オに該当する場合には、その交流実績を示すもの（様式任意）・・・1
 - キ 大学間の交流がなく推薦する場合には、受入れ予定大学長の推薦状・・・1

② 大学が本人より取り寄せて提出するもの（正本）（写し）

- ア 申請書（2006年版）・・・1
- 申請書（別紙）・・・1
- 研究計画書（別紙）・・・1
- イ 最終出身大学（学部及び大学院）の卒業（見込）証明書、学位記・・・1
- ウ 最終出身大学（学部及び大学院）の成績証明書（出身大学で発行したもの）・・・1
- エ 最終出身大学において優秀であることを証明する学業成績（GPA、ABCのクラス分け、具体的な順位（何人中第何位）等、最終出身大学における成績が明確に判る指標）・・・1
- オ 本国の戸籍謄本又は市民権等の証明書・・・1
- カ 所属大学等の研究科長レベル以上の推薦状（受入れ予定大学長あてのもの）・・・1
- キ 写真（最近6か月以内に撮影したもので6×4cm、上半身、正面、脱帽、裏面に国籍及び氏名を記入し申請書所定の場所に添付のこと）・・・2
- ク 学位論文概要等・・・1
- ケ 語学能力、専門能力を客観的に示す材料（例えば、TOEFL、TOEIC、日本留学試験日本語科目、日本語能力試験等の成績表）・・・1

③ その他

- ア これらの書類は、日本語又は英語のいずれかにより、できる限り英文タイプ等を用いてA4サイズに統一して作成すること（その他の言語により作成する場合は、日本語による訳文を添付すること）。
- イ 提出書類は、一切返却しない。
- ウ 学位論文概要等については、論文内容を簡潔にまとめたものを作成し、添付すること。
- エ 申請書類が不備であったり、提出期日（当日消印有効）を過ぎたものは、一切受理しない。
- オ 国によっては、卒業証明書等の発行を代行行政官官署等によって行う場合があるが、出身大学等への確認を行うなど、証明の内容確認に万全を期すこと。

5 結果通知

平成18年6月末日までに、各大学長宛に文書をもって通知を行う。

6 注意事項

(1) 次の場合には、原則として奨学金の支給を取り止められる。

- ① 申請事項に虚偽が発見されたとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 大学において、懲戒処分を受けたとき、若しくは成業の見込みがないと判断されたとき。
- ④ 当該大学院を退学したとき又は他の大学院に転学したとき。
- ⑤ 在留資格「留学」が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑥ 日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府機関含む）から奨学金等を受給したとき。

(2) 留学生が休学し、又は長期に欠席した場合は、その期間中奨学金は原則として支給しない。

(3) 留学生を受入れる大学は、留学生が渡日する前に、奨学金支給期間等の条件、渡日時期及び渡日方法（留学ビザの取得方法等）について周知徹底すること。

(4) 各大学における学事上の取扱いについては、事前に十分指導すること。

7 その他

- (1) 大学推薦により採用された者の宿舎、日本語教育等については、受入れ大学の責任において斡旋実施すること。
- (2) 採用候補者として決定された者であっても、本国の事情により、出国が不可能となることがあるので、大学としても予め状況を把握しておくこと（特に、中国、ロシア、ミャンマー等、出国許可、旅券取得に相当の時間を要する場合があるので確認しておくこと）。
- (3) 退去強制処分を受け再入国が難しい候補者を推薦してきたような場合、採用を取り消すので注意すること。
- (4) 留学査証の申請に係る便宜供与依頼については、当該国国籍を有する国以外の在外公館には行わないので、国籍国以外に在住の者については、各大学の責任において手続きを行うこと。

8 上記の他、申請に関する留意事項及び詳細は、別紙「申請に当たっての留意事項」によること。